

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 8 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01276

研究課題名（和文）経済関係のグローバル化に対応する経済行政法理論の構築

研究課題名（英文）A Study of Law and Economics from a viewpoint of Global Administrative Law

研究代表者

岡田 正則（Okada, Masanori）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：40203997

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：第1に、経済関係のグローバル化が進行する中での国民国家の相対化の概要、およびグローバル・ナショナル・ローカル各レベルでの公共的機関の課題を短期的・中期的・長期的に整序して示した。第2に、対象国における経済行政法理論については、コロナ禍の影響もあり、十分な調査をすることができず、理論の動向を日本におけるそれと比較するにとどまった。第3に、各論的な検討として、ネットワーク産業に関する分析、消費者行政領域に関する分析、地域経済とグローバル経済との関係に関する分析、国際的な人権保障の面からの分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今日、法関係のグローバル化と分権化・民間化の進行の下で、主権国家は社会・経済に対する制御能力を低下させている。本研究は、このような状況を克服するために、経済関係がグローバル化する下での国民国家の役割や、国際・国家・地域の各レベルにおける人々や団体の連携を通じた新たな公共的制御のあり方を明らかにすることを試みた。経済行政法（経済公法）は、行政法総論を構築する際の重要な参照領域とされていることおよび制度改正に際してその参照が必要とされていることに鑑みれば、本研究の有する学術的・社会的意義は、理論面に及ぶだけでなく、立法論・法解釈論にも及ぶと考えられる。

研究成果の概要（英文）：First, we analyzed the role that nation states play in the globalization of economic relations. We also considered the role that public institutions should play in this in the short, medium and long term. Secondly, I compared the trends in economic administrative law theory in Germany and France with that in Japan. Japanese theory is characterized by its emphasis on the power aspects of administration, its neglect of the social rights aspect, and its limited consideration of the international aspects. Thirdly, as specific examinations, we conducted analyses on the network industry, the consumer administration field, the relationship between regional and global economies, and the international protection of human rights.

研究分野：公法学

キーワード：経済行政法 経済公法 グローバル経済 地域経済行政 消費者行政 金融行政 ネットワーク産業
サンドボックス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の開始当初の背景は、第1に、1980年代から1990年代にかけて日本の政府が行った一連の改革について、経済のグローバル化との対応関係を現時点で明らかにする必要があること、第2に、2000年代以降における人・物・資本・情報のグローバルな流通に鑑みて、グローバルな経済アクターに対するルール形成の方針や国際基準実施の対応状況を検討する必要があること、第3に、2010年代における基準・規格・手続等の統一化の圧力に対して日本が積極的にルール形成を主導すること等の立法的課題、グローバル企業の日本国内での活動や有害物質流入の規制等の行政的課題、ISD条項（政府の差別的な取扱いを理由とする外国企業の対政府賠償請求）への対処等の司法的課題など、経済行政に関する制度整備とこれを支える理論構築が必要とされること、であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国際・国家・地域の各レベルにおける人々や団体の連携を通じた新たな公共的制御のあり方を、経済行政法の面から提示すること、具体的には、経済のグローバル化に対応するルールの形成や実施・紛争解決の過程について、国家による制御と多元的に構成された国際的な組織や手続による制御との関係および両者の功罪を分析すること、国際的・国内的な人権保障という視点から各国家がどのような経済行政法制を今後整備すべきなのかを理論的に提示すること、地域社会が持続可能となるネットワークを法的に構想すること、であった。

3. 研究の方法

第1に、グローバル化した経済活動に対する主権国家による制御と多元的に構成された国際的な組織や手続による制御との関係および両者の功罪を明らかにする。この点について、経済行政法（経済公法）に関する主要国の理論的到達点を明らかにする。調査項目は、行政法総論との関係、経済法（経済私法）との役割分担、立法実務・行政実務に対する関与と影響、裁判等における法解釈への貢献、に設定した。

第2に、上記の調査結果に基づいて、ネットワーク産業（とりわけ電力と交通）、消費者保護・金融、地域経済、情報通信という個別行政領域について、日本法との比較検討の作業を進める。

第3に、E・オストロムの集合的行動領域の規範理論をグローバル社会および地域社会の規範理論に組み替えた上で、これを上記の理論・制度の分析結果に適用し、“市場でも国家でもない”領域に対応する経済行政法理論を構築する。

4. 研究成果

(1) 経済関係のグローバル化が進行する中での国民国家の相対化

現代国家は、国家構成員（国民）を基盤とする公共性にその権力維持の正当化の根拠を求めるとはならず、社会のさまざまなアクター間の調整を遂行することにその根拠を求めようとしている。調整の方向は、国民国家相対化の4つの方向であろう。

第1は“上との調整”、つまりヨーロッパ連合（EU）、国際人権保障、常設国際刑事裁判所、国際金融機構（世銀、IMF）・WTO体制などへの権力移譲またはこれらとの調整である。第2は“横との調整”、つまりインターネット空間やグローバル企業、人間の国際的な移動など、非国家的アクターや人・物等の流動による活動の世界化への対応である。第3は“下との調整”、つまり地域主義化、分権化・分節化（エスニック単位での分離・独立要求のほか、地方分権化のような

公益実現システムの多段階化・分節化)への対応である。第4は“内との調整”、つまりNGO/NPO・住民投票・市民参加などを通じた自発的な個人や集団の社会的ネットワークによる非国家的公共の形成への対応である。

国民国家はこれらの方向への一定の権力移譲によりスリム化したが、もちろん単純に縮小したわけではなく、介入の論理・形態を転換させたのであって、社会に対して市場構造への適合を強要するという機能をより強く果たすものになったと考えられる。そして、グローバル、リージョナル、ナショナル、ローカルという多層的で多元的な「市民社会」での陣地戦が、法の形成にとっていよいよ主戦場になっている(国民国家もこの中での重要なアクターである)。

横軸を時間軸、縦軸を空間軸として、法理論と法実践に関する課題を箇条書きで示すと、後掲の表ようになる(岡田「コロナ禍における自由と国家」法の科学53号17頁参照)。

	当面の課題	中期的課題	長期的課題
グローバル	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策の連携 ・国際機関の役割の明確化 ・プラットフォーム規制(個人情報保護等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルジャスティス(資本の暴力性の抑止) ・専門知の活用システム(リスク評価システム等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と人間の関係の正常化(収奪的關係からの転換) ・近代と資本主義の法的基盤の見直し
ナショナル	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法、緊急事態法制 ・出入国管理法制の見直し ・セーフティネットの構築 ・医療体制の再構築 ・公衆衛生法制の転換 	<ul style="list-style-type: none"> ・《危機の法政策学》の必要性 ・権威主義的社会管理の克服 ・財政再建(持続可能性) ・将来世代の組み込み ・生存権のミニマム保障 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能性の観点からの基本的法概念の再構成 ・市民社会の構成団体としての国家の再構築
ローカル	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保障、就学保障 ・生活支援、営業補償 ・ケア労働の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダーの平等・公正 ・地域での経済循環と自治 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続性ある地域社会の構築 ・「連帯」の経済学・法学?

(2) 経済行政法理論

本研究では、この点の調査を進めることが十分にできなかった。ごく大まかに言えば、ドイツ・フランスにおいては、「経済行政法」よりも「経済公法」という呼称が広く用いられるようになっており、その根底には、行政法だけでなく憲法原理も組み入れる意図がある。すなわち、ドイツを例としていえば、立憲主義の貫徹と司法手続(裁判手続)によるコントロールの理論的な追求である。また、経済行政法が行政法総論の重要な参照領域になっている。これと対比すると、日本の公法学については、国家の権力的介入に対する経済主体の防御権(経済的自由権)の保障に向けられる一方、非権力行政については権力的要素を見出せる範囲で法的なコントロールを及ぼすという思考方法が採られるとともに、経済社会に対する国家の介入的制御の必要性が(憲法レベルではなく)公益判断に関する行政裁量のレベルで論じられている点、経済行政の「社会権」的側面(ケア社会論や持続可能社会論が経済行政にの理論化に対してもつ意味など)を軽視してきた点、上記2点と関連して国際社会での経済主体のコントロールや国際的な人権保障の面からの理論化が立ち遅れている点、を指摘することができる。

なお、上記についての歴史的脈絡からの考察として、OKADA, Masanori, “Die Geschichte des Wirtschaftsverwaltungsrechts in Japan”を H. Baum/M. Bälz, *Handbuch des Japanischen Handels- und Wirtschaftsrechts*, 2.Aufl., 2024 において公刊する予定である。

(3) 各論的な検討

まず、ネットワーク産業に関する分析から得られた知見は次のとおりである。たとえば英国についての特徴は、既存の事業者に対する経営面からの規制構造を合理化することが重点に置かれる点にあること、一方、日本における規制構造の実態の特徴は、行政指導の比重の大きさにある、たとえばタクシー事業のように、自由化する政策的方向性が実定法の目的から看取される中で、需給調整を狙いとした行政指導(減車勧告)が行われるなど、元より法的根拠を持たない統制的内容の実現手段として単体で行政指導が用いられてきた場合(生産調整等)とは異なり、個

別法規や行政指導を一体的にとらえなければ、規制構造を把握できない点にある。また、規制改革を通じて自由化された電力産業分野における新たな規制の在り方を考究した結果、その特徴は「規制のサンドボックス」制度を応用して、電力システム技術の合理化を目指す点にあり、規制当局が方向性を決めるのではなく、事業者が求める技術的観点からの規制緩和の提案を当局が受け止め、それを積極的に実現していこうという流れを指すものであることを明らかにした。

次に、消費者行政領域に関する分析から得られた知見は次のとおりである。消費者基本法により、ようやく権利主体として対抗関係に置かれることとなったが、なお社会構造的格差のため非対称的に隔てられた消費者と事業者、そして、旧法から引き続き公益追求の一環として両者の間の利害調整を担う国・自治体という多様な法主体間で、公的機能の共同実施を目指す点において、公私二分論を超えた多角的協働の一種と位置づけられる。そして、消費者団体・事業者団体（代表者）の審議会を通じた行政参加（消費者教育の推進に関する法律 19 条 3 項）や、消費者団体訴訟（現行の民事訴訟のみならず、フランスなどの諸外国で発展している行政訴訟をめぐる立法論的動向も含む）は、こうした多元性を、団体を介して、中間的性格を有する集団利益を含む現代社会の重層的利益構造に向けて一層開放するものとして、基本法に内包された可能性の延長線上に位置づけることができる。よって、将来的にも、行政がこれまで担ってきた公的機能の効率的な分担・補完に止まるリスクに留意しつつ、その法制度上のさらなる展開を図るべきものといえよう（その点で、2014 年の消費者安全法改正による消費者安全確保地域協議会・消費生活協力団体制度の導入（11 条の 3）を通じた、多角的協働のネットワーク化が注目される）。

さらに、地域経済とグローバル経済との関係に関する分析から得られた知見は次のとおりである。地方公共団体が経済主体となる公経済に関しては、経済行政法理論を考えるにあたっては、いわゆる WTO 協定（政府調達協定）等の国際約束を実施するため制定された、地方公共団体の締結する契約を規定する地方自治法施行令の特例を設けるなどしている地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）が中心的な考察対象となる。当該特例政令には、具体的には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達に係る競争入札に関する手続の特例が定められているとおり、手続法的規律が行われているため、経済行政法における手続法的考察が重要となっている。ただし、当該特例政令の適用は、都道府県、指定都市（地方自治法 252 条の 19 第 1 項）及び中核市（同法 252 条の 22 第 1 項）に限定されていること、対象となる契約の予定価格が 2 年ごとに改定されることから、経済主体に関する実体的な面で限定性や、対象となる公経済活動の範囲の変動性という制約条件があることには、経済行政手続法の考察においても常に留意する必要がある。他方で、地方公共団体以外の民間（行政法理論という私人）が経済主体となる私経済に関しては、とりわけ、活動が区域という地理的限定性を前提として行われる行政主体である地方公共団体が、私経済の経済主体である私人（地域住民）のグローバル経済への参画のあり方に実体法的のみならず、手続法的にも直接に規律を及ぼすことは困難である。当該私人は、インターネットという高度情報通信システムを用いて、直接に国外の経済主体との間で経済取引を行うことになるためである。したがって、地域私経済とグローバル経済との関係に対する経済行政法的アプローチは、実体法の観点からも、規制的手段・手法についてではなく、情報提供などの助成的手段・手法と成らざるを得ない。

そして、国際的な人権保障に関しては、国家賠償法 6 条（外国籍の人々の国家賠償請求権に対する相互保証主義の適用）を検討した。ここから得られた知見は、今日、国賠法 6 条の目的の正当性はきわめて疑わしく、またその目的達成の手段としての合理性・必要性を論証することはおよそ不可能だということであり、さらに、日本社会を取り巻く国際環境に鑑みれば国賠法 6 条は

廃棄されるべきだ、ということである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 30号
2. 論文標題 スポーツ事故をめぐる補償と事故予防 補償制度の全体像を踏まえた検討	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 38-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 99巻3号
2. 論文標題 国家賠償法6条の違憲性 あるいは相互保証主義の合憲限定解釈の限界	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 211 - 253
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 友岡史仁	4. 巻 1
2. 論文標題 インフォーマルな国際規範と行政裁量	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例時報社デジタルライブラリー「サブスク ロー・ジャーナル」	6. 最初と最後の頁 1-6
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 友岡史仁	4. 巻 JELI R No.156
2. 論文標題 イギリス地層処分事業における『パートナーシップ型』合意形成モデルの実践と課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本エネルギー法研究所『原子力安全をめぐる国内外の法的問題の諸相』	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 友岡史仁	4. 巻 96巻1号
2. 論文標題 フォーマルとインフォーマルの『はざま』 経済行政分野の規制構造に照らして(上・下)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 108-113
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 53
2. 論文標題 コロナ禍における自由と国家：見えてきたものの分析	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法の科学	6. 最初と最後の頁 8-17
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 第1巻
2. 論文標題 行政機関の不服申立資格・訴訟当事者能力・「固有の資格」：行政機関は「私人」になりうるか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 早稲田大学法学会編『早稲田大学法学会百周年記念論文集 第一巻 公法・基礎法編』	6. 最初と最後の頁 109-133
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 818
2. 論文標題 行政機関が「終審として裁判を行ふ」ことにしてよいのか?：最高裁2022(令和4)年12月8日判決(辺野古裁決抗告訴訟)	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 42-43
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 友岡史仁	4. 巻 505
2. 論文標題 飲食店に対する時短命令の違法性と国賠法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 63-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉原丈史	4. 巻 30
2. 論文標題 被災者生活再建支援法に基づく支援金支給決定の職権取消しが適法とされた事例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー増刊速報判例解説 新・判例解説	6. 最初と最後の頁 33-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉原丈史	4. 巻 261
2. 論文標題 退去強制令書の執行と裁判を受ける権利	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 394-395
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 OKADA, Masanori	4. 巻 40
2. 論文標題 On Reform of Legal Professionals Education System and the Bar Examination in Japan: Historical Background and Current Situation	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Waseda Bulletin of Comparative Law	6. 最初と最後の頁 13-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 96-2
2. 論文標題 専門技術的事項をめぐる行政判断の方法と処分理由の提示 障害年金支給停止処分を例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 121-177
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則・高田敏・「法の支配と法治主義」研究会	4. 巻 55-2
2. 論文標題 文献紹介 / シルケナートほか編 (岡田・紙野・高橋編訳) 『法の支配と法治主義』 (2020年)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 比較法学	6. 最初と最後の頁 159-186
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 713
2. 論文標題 定住自立圏・連携中枢都市圏による地域の国家管理 「二元代表制」論の陥穽	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 52-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 951
2. 論文標題 日本における学術と政治 学会会議会員任命拒否問題から考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 76-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 51-3
2. 論文標題 建設アスベスト訴訟における国の責任	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 14-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 -
2. 論文標題 社会保障争訟における「権利」論 「社会と生の再構築」という視点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 矢嶋里絵ほか編『社会保障裁判研究』(ミネルヴァ書房、2021年)	6. 最初と最後の頁 443-453
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 杉原丈史	4. 巻 28
2. 論文標題 被災者生活再建支援法に基づく支援金支給決定の職権取消しが無効とされた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー増刊 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 57-60
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則・中塚富士雄	4. 巻 48
2. 論文標題 持続可能な地域社会の法的基盤形成：ケア情報の共有システムを例として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中村民雄編『持続可能な世界への法：Law and Sustainabilityの推進』(早稲田大学比較法研究所/成文堂、2020年)	6. 最初と最後の頁 291-315
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 792
2. 論文標題 実定法から基礎法学へ：国籍法違憲訴訟を例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 10-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岡田正則	4. 巻 33
2. 論文標題 地方自治からみた災害対策法制の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本地方自治学会編『2040問題と地方自治（地方自治叢書33）』（敬文堂、2021年）	6. 最初と最後の頁 213-235
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田村達久	4. 巻 82
2. 論文標題 地方公共団体の再編	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 公法研究	6. 最初と最後の頁 171-183
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 友岡史仁	4. 巻 146
2. 論文標題 「規制のサンドボックス」制度の法的意義：「自主創意型」モデルの序論的考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 JELIR	6. 最初と最後の頁 141-153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 6件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 OKADA, Masanori
2. 発表標題 Between Modernization and the Rule of Law: A historical Analysis on Features of Japanese Public Law System
3. 学会等名 CASS Forum 2023 on “Modernization and the Rule of Law: Chinese Practices and International Experiences” (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 OKADA, Masanori
2. 発表標題 Between Modernization and the Rule of Law: A historical Analysis on Features of Japanese Public Law System
3. 学会等名 Chinese Academy of Social Sciences, CASS Forum 2023 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 岡田正則
2. 発表標題 スポーツ事故をめぐる補償と事故予防：補償制度の全体像を踏まえた検討
3. 学会等名 日本スポーツ法学会第30回学会大会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 岡田正則
2. 発表標題 行政法からみた日本の法曹養成制度
3. 学会等名 日本学術会議 / 法曹養成と学術法制分科会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 OKADA, Masanori
2. 発表標題 Reformation of the Data Protection System in Japan: From the perspective of National Governance and Digital Economy
3. 学会等名 CASS Forum 2021: “Legal Regulation of Digital Economy” (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 友岡史仁
2. 発表標題 「規制のサンドボックス」制度の法的意義：「自主創意型」モデルの序論的考察
3. 学会等名 日本エネルギー法研究所 (招待講演)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 岡田正則	4. 発行年 2022年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 250
3. 書名 行政法 行政法総論	

1. 著者名 友岡史仁	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 390
3. 書名 行政情報法制の現代的構造	

1. 著者名 友岡史仁	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 127
3. 書名 基本争訟法務：自治体行政救済法（基礎）編	

1. 著者名 友岡史仁	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 386
3. 書名 経済行政法の実践的課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	友岡 史仁 (Tomooka Fumito) (00366535)	日本大学・法学部・教授 (32665)	
研究分担者	杉原 丈史 (Sugihara Takeshi) (10287930)	愛知学院大学・法学部・教授 (33902)	
研究分担者	田村 達久 (Tamura Tatsuhisa) (60304242)	早稲田大学・法学学術院・教授 (32689)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------